

成年後見制度 審判請求費用の助成申請をされる方へ

家庭裁判所に成年後見制度の後見開始、保佐開始、補助開始の申立（審判請求）をされた方で、一定の要件に該当する場合は、白井市の成年後見制度利用支援事業による助成が受けられます。

ただし、対象となる審判の確定日が平成24年4月1日以降であることが必要です。

1. 助成の対象となる方

助成対象となるのは、申立人と本人（※）の双方が、以下の要件に該当する方です。

※ 本人とは、原則、白井市に住所を有する高齢者・知的障害者・精神障害者で、家庭裁判所の審判を受け、成年被後見人・被保佐人・被補助人となった方を指します。

助成対象となる要件**【申立人の要件】 ※申立人は、白井市外在住でも申請可能です。**

申立人について、以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

1. 生活保護を受給している方
2. 活用できる収入、預貯金及び即時に換金可能な資産が乏しく、申立費用の助成を受けなければ、ご本人の成年後見制度の利用が困難な状況にある方



2については、具体的には、以下の(1)から(3)の全てに該当する方です。

- (1) 申立人の市町村民税が非課税
- (2) 申立人の年間収入が、150万円以下
- (3) 申立人の預貯金と有価証券等即時換金可能な資産の合計額が100万円以下

【本人の属する世帯の要件】

本人の属する世帯について、以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

1. 生活保護を受給している世帯
2. 申立（審判請求）に要する費用を負担可能な収入、預貯金及び即時に換金可能な資産を有していない世帯



2については、具体的には、原則、以下の(1)から(3)の全てに該当する方です。

- (1) 本人の属する世帯全員、市町村民税が非課税
- (2) 本人の属する世帯の年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下
- (3) 本人の属する世帯の預貯金と有価証券等即時換金可能な資産の合計額が単身世帯で100万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下

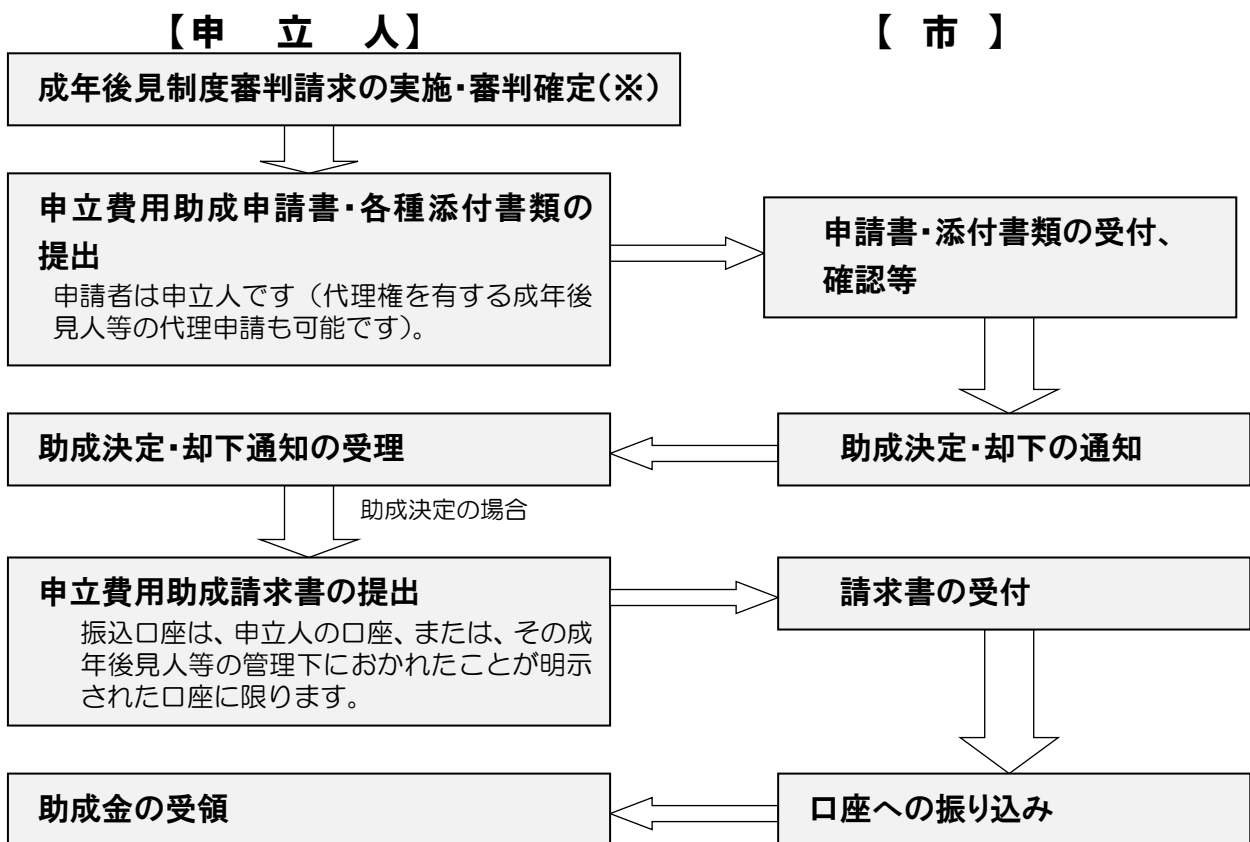
2. 対象となる経費

助成対象となる経費は、後見開始、保佐開始、補助開始の審判請求に要した以下の費用です。

対象となる経費

- ・申立手数料（収入印紙購入代）
- ・登記手数料（収入印紙購入代）
- ・郵便切手代
- ・鑑定費用
- ・診断書の取得費用
- ・申立書の添付資料の取得費用（戸籍謄本、住民票又は戸籍の附票の写し、登記されていないことの証明書、不動産全部事項証明書、固定資産税評価証明書 など）

3. 助成までの流れ



※ 申立費用の助成は、家庭裁判所の審判が確定した後で行います。申立が必要だが、申立費用の負担自体が困難な場合は、予め、市にご相談ください。

4. 申請に必要な書類

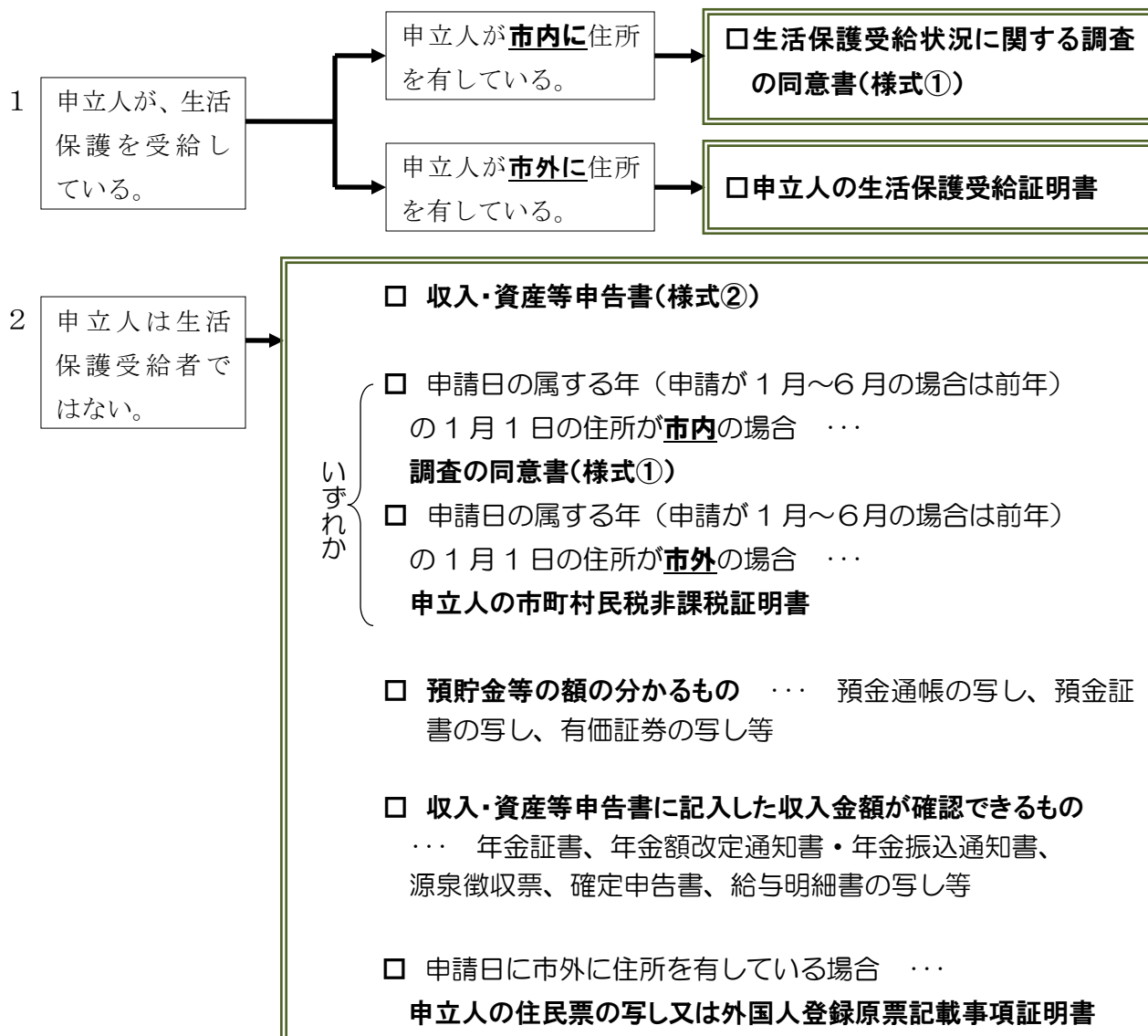
全員に提出していただく書類

- 成年後見制度申立費用助成申請書(第2号様式)
- 審判書謄本の写し
- 審判が確定したことの分かる書類(登記番号通知書の写し、後見人等が登記されていることの証明書の写し、家庭裁判所が発行する証明書等)

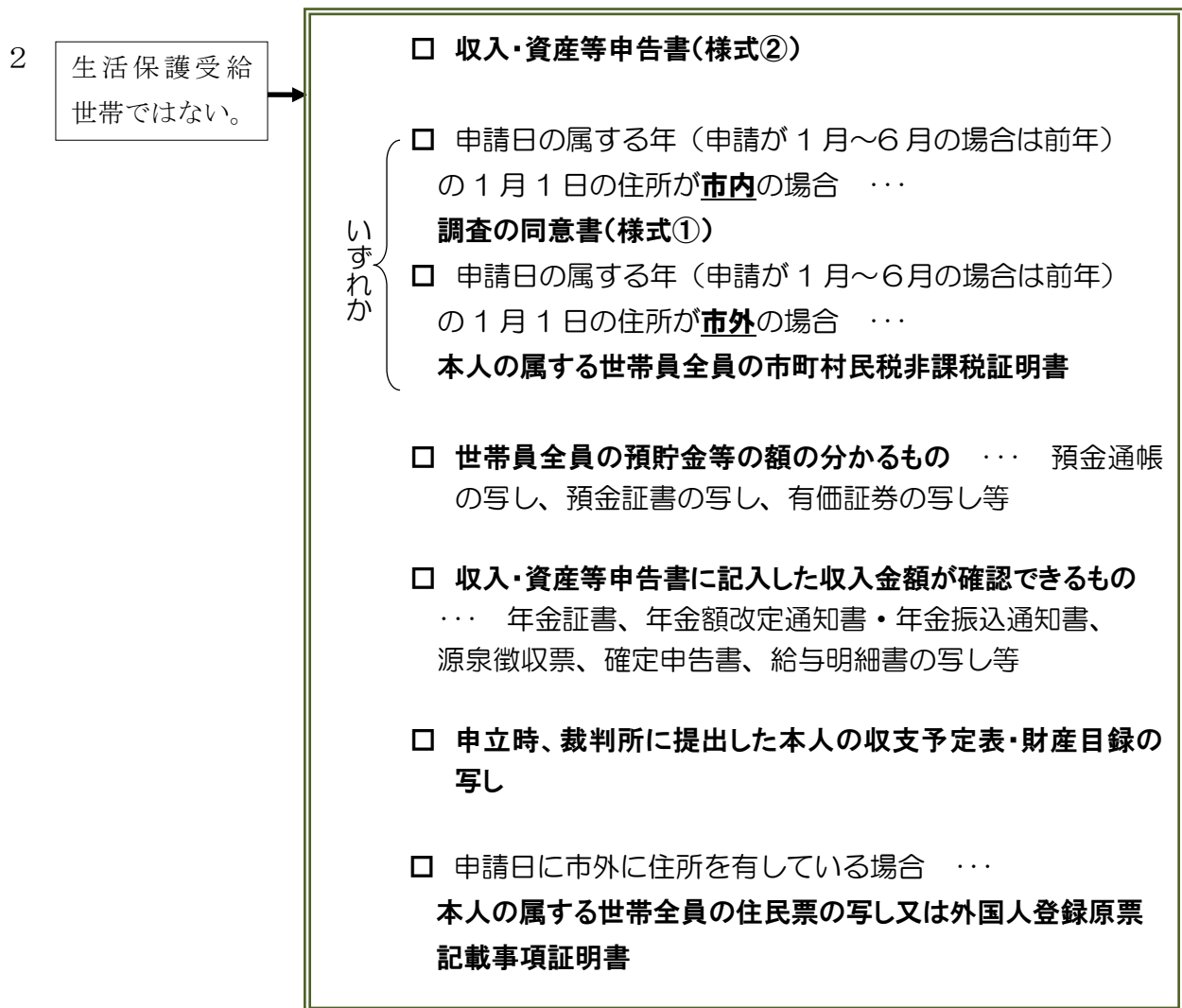
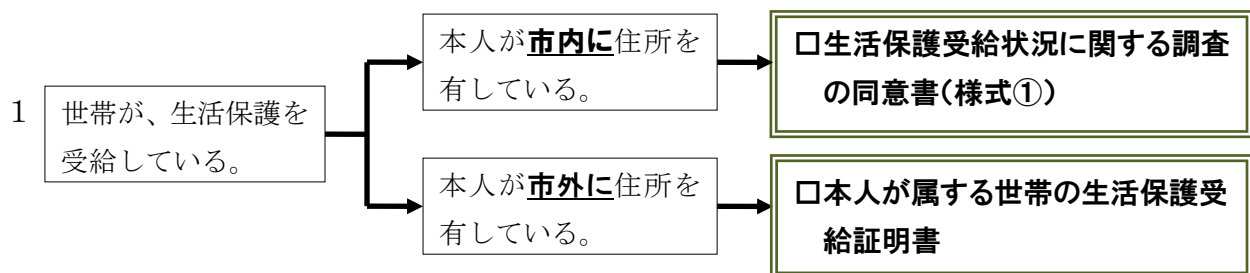
□ 審判請求に要した費用の証拠書類

審判請求に要した費用	提出いただく書類
収入印紙（申立手数料・登記手数料）の購入代金	申立時に予納した収入印紙の領収書
郵便切手の購入代金	申立時に予納した郵便切手の領収書
鑑定費用	鑑定費用を納付した際の実領証書写し
診断書の取得費用	医療機関の領収書
戸籍謄本・住民票又は戸籍の附票の写しの取得費用	取得時の領収書
登記されていないことの証明書の取得費用	取得時の領収書
不動産全部事項証明書・固定資産税評価証明書の取得費用	取得時の領収書

申立人に関する書類(該当する書類を提出してください)。



本人(成年被後見人等)に関する書類(該当する書類を提出してください)。



成年後見制度 市長による審判請求・申立費用の助成・成年後見人等報酬助成 担当課
【高齢者(65歳以上)の方】

白井市高齢者福祉課 地域包括ケア推進係 電話 047-497-3484

【知的障害者・精神障害者の方】

白井市障害福祉課 電話 047-497-3483

住所 : 〒270-1492 千葉県白井市復 1123